**令和６年度　兵庫県会計年度任用職員（兵庫県立**

**南但馬自然学校　県政推進員） 採用選考案内**

主に一般利用受入期間及び前後の自然学校指導課事務補助業務等を行う一般職の非常勤

職員の募集です。

・受付期間 令和６年６月27日（木）～令和６年７月８日（月）

・試 験 日 令和６年７月10日（水）

・任用期間 令和６年７月20日（土）～令和６年８月31日（土）

・勤務場所 兵庫県立南但馬自然学校

**１　募集職種、採用予定人員等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　名 | 採用予定  人員 | 主な職務内容 | 勤務形態 |
| 県政推進員 | １名 | 自然学校指導課事務補助に関する業務  （施設利用に関する対応、備品の管理・点検・整備、その他必要な事務補助等） | 週29時間  （原則７時間15分×４日） |

**２　受験資格**

　(1) 令和６年４月１日現在で18歳以上の方

(2) 任用の日に兵庫県立南但馬自然学校に勤務可能な方

(3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかにも該当しない方

　　　 ア 禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

　　　 イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

　　　 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

**３　選考方法**

(1) 選考方法

　 所定の応募書類及び面接試験による選考

　(2) 日　時

　　 令和６年７月10日（水）※試験時間は申込み後、別途お知らせします。

　(3) 場　所

　　 兵庫県立南但馬自然学校

　　 〒669－5134　朝来市山東町迫間字原189　TEL:079-676-4730

**４　申込先及び申込方法**

下記まで持参又は郵送で、下記の①～②の応募書類を提出してください。

1. **令和６年度会計年度任用職員（県政推進員）採用選考　申込書兼職務経歴書**
2. **令和６年度会計年度任用職員（県政推進員）採用選考　面接確認票**

　【持参の場合】

兵庫県立南但馬自然学校（総務課）に事前に電話連絡すること　[TEL:079-676-4730]

【郵送の場合の送付先住所】　〒669-5134 朝来市山東町迫間字原189

　　　　　　　　　　　　　　　兵庫県立南但馬自然学校　総務課　宛

**５　合格発表**

　面接試験後、実施日翌日を起算日として３日以内に採用の可否を受験者に電話連絡します。

* 合格及び不合格の通知は文書では行いませんのでご留意ください。

**６　採用予定時期**

採用は原則として令和６年７月20日（土）ですが、合格決定後に提出していただく任用書類の提出状況等によって、任用始期が遅れることがあります。

**７　任用期間**

　　令和６年７月20日（土）～令和６年８月31日（土）です。

**８　勤務条件等**

　(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

日額7,900円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴の証明書類により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご留意ください。

　　 ※基本報酬の額は、職務内容等に応じて一部変動する可能性があるほか、正規職員の給与改

定をうけて変更されることがあります。

　(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給がある

場合があります。

(3) 通勤交通費

　　　正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

　(4) 勤務時間

　　　週29時間　（原則　７時間15分×週４日（日・月・金・土））

　　　通常勤務時間　８:45～17:00（休憩12:00～13:00）

（利用者の受け入れ状況等によっては、Ｃ勤務日11:15～19:30（休憩12:00～13:00）があ

る場合があります。）

　(5) 休暇

　　　年次有給休暇２日（時間単位の取得が可能）

　(6) 社会保険

　　　雇用保険

(7) 条件付採用

改正地方公務員法（令和２年４月１日施行）第22条第１項及び第22条の２第７項の規定

に基づき、採用は条件付とし、採用後１月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用

職員として正式採用となります。

**９　その他**

1. 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した

場合は、合格を取り消します。

　(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等

の対象となります。

(3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。

また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。

・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。

・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

　(4) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。